

飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市住民の移住を促進し、都市住民と地域住民との交流の場を増加させ移住者の知識、経験等を活かした新たな地域づくりによって地域力の向上を図るため、本市に移住する者に対し、予算の範囲内において飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市住民 飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村）以外に住民票を有する者をいう。
- (2) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- (3) 対象地域 高山市全域をいう。
- (4) 移住 都市住民が永住の意思をもって本市に転入し、対象地域に5年以上継続して住民登録をされ、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (5) 空家 物件所有者が自らの生活のために建築した家屋で、かつ、人が居住していない状態となっている一戸建住宅をいう。
- (6) 借家等 本市に転入の際、対象地域において借り上げた空家、倉庫、車庫等をいう。
- (7) 家庭菜園用地 家庭菜園を行うための借家等の敷地又は小さな空き地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 移住する予定のため住民登録をした者で、住民登録をした日から1年を経過していない者（第12条第2項に規定する者を除く。）。ただし、東日本大震災等の避難者で、市が一時避難施設として提供している住宅、雇用促進住宅及び市が公表している民間が無償で提供する住宅を退去し、市内への移住を希望する者は、新たに市内に住宅を購入又は借上げした日から1年を経過していない者
 - (2) 借家等の賃借料、空家の取得費又は取得した空家の改修費を支払う者
 - (3) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者
- 2 市長が委嘱する地域おこし協力員及び高山市へ派遣された集落支援員であって、移住する予定のため住民登録をした者については、任期の満了の日の翌日から1年を経過していない

場合に限り、前項の規定にかかわらず、空家取得費・改修費補助金の交付対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の種類、対象となる経費、額及び交付期間は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象経費の一部又は全部が、国、県又は市の制度による補助等の対象となる場合において、当該他の制度により補助等が行われる経費については、補助対象としない。

第5条 削除

(事業計画の認定)

第6条 別表第1の空家取得費・改修費補助金の交付を受けようとする者は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画認定申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 建物各階の平面図
- (3) 付近見取図
- (4) 写真(住宅の外観及び改修箇所の写真)
- (5) 求積図・求積表(住宅と併用する店舗、事務所等の用途がある場合のみ)

(認定の基準)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が別表第1に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

2 前項の認定は、第13条の補助金の交付を決定するものと解してはならない。

3 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な処置を講ずること及び補助金の交付の限度について条件を付すことができる。

(認定の通知等)

第8条 市長は、前条により事業計画の認定をしたときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画認定通知書(別記様式第2号)により、事業計画の認定をすることが不相当と認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画不承認通知書(別記様式第3号)により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知する。

2 前項に基づき認定を受けた事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以降でなければ着手することができない。

(事業計画の変更)

第9条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は事業計画を変更しようとするときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画変更認定申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の変更の認定を受けなければならない。ただし、総事業費の少額の変更

など軽微な変更にあつては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る変更後の事業計画が別表第1に掲げる補助対象経費の要件に適合すると認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画変更認定通知書（別記様式第5号）により、変更後の事業計画が同表に掲げる補助対象経費の要件に適合しないと認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業計画変更不承認通知書（別記様式第6号）により、認定事業者に通知する。

（事業の中止及び廃止）

第10条 認定事業者は、第8条第1項の通知があつた日以降において、認定を受けた事業計画に係る事業の中止又は廃止をしようとするときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業中止（廃止）届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届を受理した場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業中止（廃止）届受理通知書（別記様式第8号）により中止又は廃止の受理通知書を交付するものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める事業計画の認定要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業計画の認定に関し、偽りその他不正の行為があつたとき。
- (3) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。
- (4) 市民としてふさわしくない非行等があつたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に事業計画の認定を取り消す必要があると認めたとき。

（交付申請）

第12条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付申請書（別記様式第9号。以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 借家等賃借料補助金 第3条第1項第1号に規定する要件を満たす期間内
- (2) 空家取得費・改修費補助金 第3条第1項第1号又は同条第2項に規定する要件を満たす期間内で、かつ、補助対象経費の支払完了日から60日以内

- 2 申請者のうち前年度に借家等賃借料補助金の交付を受け、継続して補助金の交付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付継続申請書（別記様式第11号。以下「継続申請書」という。）に借家等及び家庭菜園用地の賃貸借契約書の写しを添えて、年度当初に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第13条 市長は、提出された申請書又は継続申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第12号。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付することが不相当と認めるときは飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第13号）により申請者又は継続申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第14条 決定通知書を受けた申請者又は継続申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請書又は継続申請書の内容に変更が生じた場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金変更申請書（別記様式第14号。以下「変更申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出により、補助金の額又は補助金の交付期間を変更すべきものと決定した場合は、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金変更決定通知書（別記様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第15条 交付決定者は、次に掲げる期日までに、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付請求書（別記様式第16号）に第4条に掲げる補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写し等）を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 借家等賃借料補助金 9月末日（4月分から9月分までの賃借料）又は3月末日（10月分から3月分までの賃借料）

(2) 空家取得費・改修費補助金 交付決定後1か月以内

2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

3 前項に規定する補助金の交付日が、第5土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日にあたるときは、その日の前において、その日に最も近いその月の第5土曜日、祝日法による休日又は日曜日でない日を交付日とする。

（返還等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付月から起算して5年経過する前に市外へ転出したとき。

(2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(4) 市民としてふさわしくない非行等があったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金返還命令書（別記様式第17号）により補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

（重複交付の禁止）

第17条 この要綱の規定により補助金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱による補助金の交付を受けることはできない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年6月8日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年9月30日決裁）

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年11月29日決裁）

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日決裁）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行の日以後において、改正後の第6条の規定により事業計画の認定を受けようとする者が、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に当該事業計画に係る事業に着手した場合においては、改正後の第8条第2項の規定は適用しない。

附 則（平成24年6月29日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則 (平成24年7月6日決裁抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 3 施行日前に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に永住者又は特別永住者として登録された者(以下「施行日前外国人登録者」という。)に対する第1条の規定による改正後の飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付要綱第3条の規定の適用については、同条第1号中「住民登録をした者」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に永住者又は特別永住者として登録(以下「外国人登録」という。)をした者」と、「住民登録をした日」とあるのは「外国人登録をした日」とする。

附 則 (平成25年4月19日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月23日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条、第7条、第9条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額	備考
借家等賃借料補助金	<p>(1) 借家等の賃借料 （業務用部分に係る賃借料を途く。）</p> <p>(2) 家庭菜園用地の賃借料</p>	<p>賃借料の月額合算額の3分の1以内の額で、15,000円を超えない額。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>補助金の交付を開始する月は交付申請のあった月からとし、36月を限度とする。なお、日割計算等による家賃の支払いがある場合は、その月の翌月から交付する。</p>
空家取得費・改修費補助金	<p>空家の取得にかかる費用。ただし、土地購入費は除く。</p> <hr/> <p>取得した空家の改修にかかる費用（取得してから6か月以内に着手した改修にかかる費用に限る。）。ただし、市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む。）に発注されるものに限る。</p> <p>(1) 水回りの改修</p> <p>(2) 内装の改修（増築部分は除く。）</p> <p>(3) 基礎部分の改修</p> <p>(4) その他市長が認めるもの</p>	<p>取得費及び改修費の合計額の2分の1以内の額で、1軒につき100万円を超えない額。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	

別表第2（第12条関係）

補助金の種類	提出書類	備考
借家等賃借料補助金	転入を証明する書類（住民票の写し）	入居者全員の住民登録地が確認できるもの
	契約書等の写し	賃貸借契約書の写し
	確約書（別記様式第10号）	1 高山市への永住の意思について 2 地域住民との交流を積極的に図る意思について 3 補助金の返還について
空家取得費・改修費補助金	添付資料目録	添付資料項目一覧
	転入を証明する書類（住民票の写し）	入居者全員の住民登録地が確認できるもの
	契約書等の写し	工事請負契約書及び不動産売買契約書、支払いを証する書類
	完成写真	建築物の外観、改修箇所等の完成写真
	不動産登記事項証明書	※登記事項要約書でも可
	確約書（別記様式第10号）	1 高山市への永住の意思について 2 地域住民との交流を積極的に図る意思について 3 補助金の返還について